第31号議案

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する 条例設定について

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設 定するものとする。

平成30年2月26日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例 八王子市職員退職手当支給に関する条例(昭和38年八王子市条例第17号) の一部を次のように改正する。

改正 徬

(退職手当の基本額)

- 第3条 退職した者(第2条の3第1項第2 号に規定する者を除く。) に対して支給す る退職手当の基本額は、退職の日における その者の給料の月額(職員が地方公務員法 第28条の規定による休職、同法第29条 の規定による停職、地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成3年法律第110 号)第2条第1項の規定による育児休業そ の他これらに準ずる事由により当該職員に 支給されるべき給料の全部又は一部が支給 されない場合においては、これらの事由が ないと仮定した場合におけるその者の受け るべき給料の月額とする。以下「給料月 額」という。)に、その者の勤続期間を次 の各号に区分して、当該各号に掲げる割合 を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 11年以上15年以下の期間について は、1年につき100分の120

改正 前

(退職手当の基本額)

- 第3条 退職した者(第2条の3第1項第2 号に規定する者を除く。) に対して支給す る退職手当の基本額は、退職の日における その者の給料の月額(職員が地方公務員法 第28条の規定による休職、同法第29条 の規定による停職、地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成3年法律第110 号)第2条第1項の規定による育児休業そ の他これらに準ずる事由により当該職員に 支給されるべき給料の全部又は一部が支給 されない場合においては、これらの事由が ないと仮定した場合におけるその者の受け るべき給料の月額とする。以下「給料月 額」という。)に、その者の勤続期間を次 の各号に区分して、当該各号に掲げる割合 を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 11年以上15年以下の期間について は、1年につき100分の130
- (3) 16年以上20年以下の期間について (3) 16年以上30年以下の期間について

は、1年につき100分の160

- (4) 21年以上30年以下の期間について は、1年につき100分の150
- (5) 31年以上33年以下の期間について は、1年につき<u>100分の140</u>
- (6) 34年以上の期間については、1年に つき100分の40
- 2 前項の規定により計算した退職手当の基 本額が職員の退職の日における給料月額に 43を乗じて得た額を超えるときは、同項 の規定にかかわらず、当該給料月額に43 を乗じて得た額をその者の退職手当の基本 額とする。

(退職手当の調整額)

当の調整額は、その者の調整額期間(次条 に規定する調整額期間をいう。以下この条 において同じ。)の初日の属する月からそ の者の調整額期間の末日の属する月までの 各月ごとに、当該各月にその者が属してい た次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる点数を合計した点数に、 1点につき 1, 100円を超えない範囲内 において市規則で定める額を乗じて得た額 とする。

 $(1)\sim(7)$ (略)

2 · 3 (略)

は、1年につき100分の160

- (4) 31年以上33年以下の期間について は、1年につき**100分の150**
- (5) 3 4 年以上の期間については、1 年に つき100分の50
- 2 前項の規定により計算した退職手当の基 本額が職員の退職の日における給料月額に 45を乗じて得た額を超えるときは、同項 の規定にかかわらず、当該給料月額に45 を乗じて得た額をその者の退職手当の基本 額とする。

(退職手当の調整額)

第6条 退職した者に対して支給する退職手 第6条 退職した者に対して支給する退職手 当の調整額は、その者の調整額期間(次条 に規定する調整額期間をいう。以下この条 において同じ。)の初日の属する月からそ の者の調整額期間の末日の属する月までの 各月ごとに、当該各月にその者が属してい た次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる点数を合計した点数に、 1点につき 1, 075円を超えない範囲内 において市規則で定める額を乗じて得た額 とする。

 $(1)\sim(7)$ (略)

2 · 3 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- この条例による改正後の八王子市職員退職手当支給に関する条例第3条及び 第6条第1項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職手当について適用 し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。